

三

芳町

# 産後ケア事業

の案内

出産後、お母さん達が安心して子育てできるように、助産師等の専門職が産後の体調管理や育児サポートをお手伝いさせていただきます。  
「授乳がうまくいかない」「赤ちゃんのお世話の仕方がわからない」等、産後の生活や子育てに不安がある方やほっと一息つきたいときにご利用ください。  
※利用に事前申請が必要です。



## 産後ケア事業の種類と内容

ショートステイ・デイサービス・アウトリーチの3種類あります。  
お母さんが困っていることをお伺いし、ご希望に沿ったケアを助産師が行います。  
お母さんの体のケア、お子さんのケア、授乳や沐浴指導、育児相談などです。

### ショートステイ

#### 宿泊型

施設に宿泊して受けるケア

「家族に手伝いが頼めない」  
「自宅で休むことができない」  
「育児に不安がある」  
といった方にオススメ。

### デイサービス

#### 日帰り

施設に滞在(10時～16時)  
して受けるケア

「授乳の仕方がわからない」  
「おっぱいのケアをしてほしい」  
「日中だけでもゆっくりしたい」  
といった方にオススメ。

### アウトリーチ

#### 訪問型

ご自宅で2時間程度受けるケア

「自宅でおっぱいケアをしてほしい」  
「授乳を見てほしい」  
「沐浴や抱っこの助言を受けたい」  
といった方にオススメ。

### 【産後ケアをご利用対象者】

下記すべてに当てはまる方

- 1歳未満のお子さんとそのお母さん
- お母さんまたはお子さん、もしくはその両方が感染症に罹患していない
- お母さんまたはお子さん、もしくはその両方に医療的処置・管理が必要ではない

### 【お申込み・問い合わせ】

三芳町役場 2階 こども支援課 母子保健担当

電話 049-258-0019 (内) 270-272

FAX 049-274-1009

e-mail: kodomo@town.saitama-miyoshi.lg.jp



## ◎利用の流れ

### 三芳町に出生届を提出された方

出生届時に「産後ケア事業利用費助成券」を受け取る。(グッズに同封しています)

※里帰り中の産後ケア利用については、「里帰り出産をされる方へ」ご参照ください。

### 他市町村で出生届を提出した後に三芳町に転入された方

転入の手続きの際に「産後ケア事業利用費助成券」を受け取る。

「こども支援課 母子保健担当」に利用申請を行う。  
※産後ケア事業の利用前に申請をお願いします。利用後の申請は、原則受付していません。

ご自宅に「利用承認通知」が届きましたら、利用施設に予約を取る。

予約した日時で、産後ケア事業を利用する。

### 利用上の留意点 (よくお読みください)

※申請していたサービス内容、回数などを変更したい場合、中止した場合は、すみやかに「こども支援課母子保健担当」までご連絡の上、「産後ケア事業利用変更連絡票」の提出をお願いいたします。

※産後ケア事業の利用について、**母子の疾病の罹患等を含め、申請者の都合により中止をする場合は、必ず利用日の前日12時までに直接施設にご連絡ください。**利用日の前日12時までに連絡をせず、利用を中止した場合は、自己負担額を利用施設に支払っていただく場合がございます。

### 里帰り出産される方へ

### 三芳町から他市町村に里帰り中の方

産後ケア事業利用後に下記の金額を上限に償還します。利用額が上限より低い金額である場合は、その金額を上限とします。**利用費の減免(産後ケア事業助成券)は利用できません。**

#### 【上限金額】

ショートステイ型…1日につき、18,000円まで

デイサービス型 …1日につき、15,000円まで

アウトリーチ型 …1日につき、10,450円まで

里帰り先で利用を希望する施設と、利用内容が決まりましたら、母子保健担当まで申請の手続きをしてください。里帰り先の施設に対し、事前に事業の受け入れの可否等を確認するため、**必ず利用前の申請**をお願い致します。

### 他市町村から三芳町へ里帰り中の方

ご希望の方は三芳町の産後ケア事業を利用いただけます。「産後ケア事業助成券」のご利用はできません。利用する内容や施設等が決まりましたら、申請の手続きをしてください。利用額は【産後ケア施設一覧】をご確認ください。



## ◎利用回数

産後ケアの種類に関わらず、1人つき **7回まで** 利用可能  
※7回以上の利用が必要な場合は、地区担当保健師にご相談ください。

## ◎利用料

【産後ケア施設一覧】をご確認ください。  
食費（自費）・その他自己負担額については、現地（施設）にて実費でお支払ください。

## ◎利用費減免

令和6年度から利用料が減免となっています。  
減免内容：2,500円/回上限 **最大5回まで**



## ◎減免利用方法

産後ケア事業を利用される際に、実施施設に「三芳町産後ケア事業助成券」をご提出ください。すでに産後ケア事業を申請していて、「産後ケア事業助成券」がお手元にない場合は、利用前に母子保健担当までご連絡ください。

## ◎産後ケア利用例

※食事代等は予約の際に施設へ確認ください。施設の組み合わせは自由です。  
※減免の上限額より利用料の金額が低い場合は、利用料が減免の上限となります。

回数	内容		支払金額
1回目	デイサービス [恵愛病院]	利用料：1,900円(利用料)-2,500円(減免される額)=0円 食費：お昼代	食費のみ
2回目	アウトリーチ [たかせ助産院]	利用料：700円(利用料)-2,500円(減免される額)=0円 ※減免の上限額より利用料の金額が低い場合は、 利用料が減免の上限となります。	0円
3～5回目	ショートステイ (2泊3日) [助産院もりあね]	利用料：3,000円/日-2,500円(減免される額)=500円/日 食費：朝昼夕の食事+おやつ代	1,500円+ 食費3日分
6回目	デイサービス [イムス富士見]	利用料：1,800円 食費：お昼代	1,800円+ 食費

# 【産後ケア施設一覧】

施設名	ショートステイ	デイサービス	アウトリーチ
<b>助産院 もりあね</b> 住所: 所沢市下富612-10 TEL: 04-2943-3139 FAX: 04-2943-3156	1日につき3,000円 +3食・おやつ代 ※多胎の場合 児1人につき800円加算	2,500円 +昼食・おやつ代 ※多胎の場合 児1人につき550円加算	1,500円
<b>桶谷式 はるにれ母乳育児相談室</b> 住所: 川越市上戸新町36-1 TEL: 049-290-5645		1,500円 (食事なし・持ち込み可能) ※多胎の場合 児1人につき800円加算 ▶イトホテルミー療術式お灸、 初回のみ体験できます	
<b>たかせ助産院</b> 住所: 朝霞市三原3-17-20 TEL: 090-5518-6557			700円
<b>恵愛病院</b> 住所: 富士見市針ヶ谷526-1 TEL: 049-252-2121		1,900円 +昼食代 ※多胎の場合 児1人につき600円加算 ▶お子さんのお預かりは生後6か月まで	
<b>イムス富士見総合病院</b> 住所: 富士見市鶴馬1967-1 TEL: 049-251-3060	1日につき1,800円(注 +3食代 注) 1泊2日のみ (3日目以降2,000円/日) ※多胎の場合 児1人につき900円加算 (3日目以降1,000円)	1,800円 +昼食代 ※多胎の場合 児1人につき900円加算	
<b>かせい森の産後ケアサロン</b> 住所: 狭山市稲荷山2-15-1 TEL: 04-2955-6108 平日9時～16時30分		1,500円 (食事なし・現地で購入可能) ※多胎の場合 児1人につき600円加算	

《助産院もりあね》  
予約サイト



《はるにれ母乳育児相談室》  
予約サイト

《三芳町HP》



三芳町HPから  
「産後ケア事業利用申請書」  
「産後ケア事業利用変更連絡票」  
をDLすることが可能です。